

## 2011 ダンスウィーク「ダンスの日」実施要項（案）

### 1. 趣 旨

ボールルームダンスを広く国民に浸透し、生涯スポーツ及び国民文化として根付かせるために「ダンスの日」を設定し、広範にわたる国民の老若男女に「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」楽しめるダンスを体験する機会とする。

また、ダンス愛好者を通して裾野を拡げ、地域におけるダンス文化の活性化を図るとともに、ボールルームダンスの普及・啓発を目的とする。

### 2. 主 催

財団法人日本ボールルームダンス連盟

### 3. 実施団体・教室

下記の団体（組織）及び教室が合同及び単独で実施することとする。

（財団法人日本ボールルームダンス連盟総局、財団法人日本ボールルームダンス連盟支局、財団法人日本ボールルームダンス連盟プロダンスインストラクター協会、財団法人日本ボールルームダンス連盟アスリート協会、財団法人日本ボールルームダンス連盟アマチュア地域協会、財団法人日本ボールルームダンス連盟認定登録教室）

### 4. 名称・期日

（１）名 称：「ダンスの日」

（２）期 日：平成 23 年 11 月 29 日（火）

（明治 16 年 11 月 29 日の鹿鳴館の開館日を記念して設定）

### 5. 実施方法

（１）財団法人日本ボールルームダンス連盟認定登録教室が「ダンスの日」に各教室で実施する。なお、実施する教室は別紙の実施計画書（認定登録教室用）に必要事項を記載し、財団法人日本ボールルームダンス連盟本部に通知する。

（２）財団法人日本ボールルームダンス連盟の総局・支局・PDI 協会・アスリート協会およびアマチュア地域協会の組織が合同あるいは単独で「ダンスの日」の事業を都道府県ごとに実施する。なお、実施する場合は別紙の実施計画書（組織用）に必要事項を記載し、支局長から所管総局担当者に通知する。

### 6. 会 場

前記 3 の実施団体及び教室が各々定めることとする。

### 7. 「ダンスの日」実施期日

平成 23 年 11 月 29 日（火）を挟んで一週間前後位の間実施することが望ましいが、実施者側の企画により実施日を定めることとする。

（１）一日あるいは二日間の実施も可能とする。

（２）11 月 29 日を挟んで前後 2 週間を通しで実施することも可能とする。

(3) 実施者側の実情に応じて10月あるいは12月及び前記以外の月の実施も可能とする。

8. 実施内容・実施時間及び対象人数

総局、都道府県組織及び認定登録教室の実施者に一任することとする。

9. 参加対象者

初心者及びダンス愛好者で、老若男女(子どもから大人)までの国内在住者の不特定多数の者を対象とする。

10. 参加費

参加者の参加費は、有料あるいは無料どちらでも可とする。

11. 広 報

(1) 認定登録教室及び都道府県組織ごとに広報を展開する。

(2) 「ダンスの日」のポスターのソフトをJBDFが準備する。なお、作成は実施者が行い、ポスターの空白部に日時、場所、主催・後援、参加費、内容、問合せ先等を明記のうえ広報することとする。

12. 経 費

実施者の負担とする。ただし、総局及び都道府県組織で幅広い参加者を募って実施する場合は、会場使用料の一部として、実施した総局及び都道府県組織実施者に15,000円を上限として財団法人日本ボールルームダンス連盟が負担します。ただし、JBDFから経費が支払われる他の事業に位置づけた場合は負担金は受けられません。

(注) 同一都道府県組織で複数の会場で実施しても15,000円を上限とします。

例えば、3会場で実施した場合は、15,000円÷3会場=1会場5,000円を負担します。なお、負担金を清算する場合、実施会場の使用料の領収書の写しを提出していただきます。但し、会場使用料金が負担金に満たない場合は、会場使用料金の実費額とします。

以上